

## 第 21 期第 31 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 5 年 9 月 21 日 (木) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

### 議 題

#### 1 諮問事項

- (1) うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について  
(資料 1)

#### 2 協議事項

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会 令和 6 年度中央省庁提案項目案等について  
(資料 2、資料 2-1)
- (2) 令和 5 年度全国水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会におけるブロック内照  
会・協議希望議題について (資料 5)
- (3) 令和 5 年度全国水面漁場管理委員会連合会研修会の出席委員について (資料 3)

#### 3 報告事項

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 5 年度提案行動の結果について (資料 4)
- (2) 共同漁業の免許及び遊漁規則の認可について (資料 6-1、資料 6-2)
- (3) 東京都内水面における共同漁業の免許について (資料 7)
- (4) 東京都内水面における第 5 種共同漁業権遊漁規則の認可について (資料 8)
- (5) 山梨県内水面漁場計画の策定について (資料 9)
- (6) 道志川及び津久井湖における投網禁止に係る委員会指示の公報登載について (資料 10)

#### 4 その他

- (1) 令和 5 年 12 月の委員会開催日程について
- (2) その他

### 出席者

- ・委員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、
- ・県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、中川技師  
伊藤主事

## 議 事

事) 山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。それでは議長よろしくお願いたします。

議 長

それではただいまから第31回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の議題ですが、諮問事項が1件、協議事項が3件、報告事項が6件とその他となっております。

それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

篠本委員、長塚委員、よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず、諮問事項(1)の「うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題といたします。水産課から説明をお願いいたします。

水) 中川技師

### 【資料1に基づき説明】

議 長

うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について、水産課の説明がありましたが、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

安藤委員

説明でよくは聞き取れなかったところがあるのですが、許可の有効期間。資料1の文書の表題にも、許可の有効期間の短縮についてと出てくるのですが、ここの許可の有効期間の短縮のところを、説明をもう1回お願いできますか、申し訳ないですが。

水) 中川技師

許可の有効期間の短縮ですが、別紙の資料1を御覧いただいてもよろしいでしょうか。

別紙。横長のA4の資料で、本日机上配布した別紙で、一番右に許可の有効期間が令和5年12月16日から令和6年4月30日までとなっております。この漁業許可は、漁業調整規則上は許可の有効期間が1か年となっております。今、漁業実態に合わせて、漁業時期と合わせた有効期間とさせていただいたということです。

もし仮に、有効期間を調整規則のとおり1か年といたしますと、もしこの漁業期間外に採捕の方がしらすうなぎを取った場合、特定水産動植物採捕

の違反にはならないのですけれども、許可内容違反という形で、長く取ってしまうと罰則も甘くなるといいますか、適用される罰則が少なくなる。ちょっと説明が難しいのですが、そういう理由から、許可有効期間を短くしているということになります。

議 長  
安藤委員

よろしいですか。

それは、法規則の上では問題ないのですね、許可の有効期間を短縮することについて。

水) 中川技師  
議 長  
安藤委員

はい、問題ありません。

他に何かございますか。

これ先ほどの別紙にも想定される人数ももう出ているのですけれど、この許可が想定される漁協さんを通して、今年採捕申請をしたい人を、もうかなり前から調査して、整理しているということですか。

水) 中川技師  
安藤委員

もちろん過去の実態も鑑みてですけれども、漁業権者さん、漁協さんから、これまで採捕人数の調整等は聞き取り等を行いまして、決めた人数ということになります。

今の別紙1をざっと見ていくと、ほぼ令和4年実績でやってあるのですけれど、操業区域5が1人減っていたり、ちょっと一番大きいのが、操業区域11で、15人から8人に減っていたり、逆に操業区域10で、8人が15人に増えていたりするので、かなりもう具体的に申請者を把握しているのかなという気がしたのですが、そこまで詳細にもう既にやっているということですね。

水) 中川技師

はい。そうです。

そこまで漁協さんからの聞き取りで、具体的な数字というのはもう決めてございます。

1点、今安藤委員からのお話で気付いたのですが、参考資料2の操業区域10と11の採捕実績が逆になっているので、資料の訂正をさせていただきます。

参考資料2の、表です。操業区域10と11、これの実績が入れ子になってしまっていますので。

議 長  
水) 中川技師  
議 長

実績が逆になっているのですね。区域そのものはあっている。

はい。

他に何かありますか。

ちょっとこの操業区域と、採捕区域のこの表がありますけど。この採捕区域ってというのは、これまでの特採の区域だったということですか。これを統合したということですか。操業区域で。

水) 中川技師      そういうわけではないのですけれども、この参考資料3の裏についているA3の表については、基本的にこの操業区域というのが河川ごとにそれぞれ、大方の操業区域みたいなものが定まっております、操業区域が幾つかの採捕区域を合わせたものが操業区域として、それぞれ設定しておりますので。

議 長            特別採捕許可の時からこういう形だということですか。

水) 中川技師      はい。こういった形で許可を出しております。

議 長            他に何かございますか。

萩原委員         資料1-1の許可の条件についての(キ)です。採捕の停止命令についてということで、この21.7トンに達するおそれがあると、ここに達するおそれがあるかないかの、いわゆる採捕量の確認は、どのようにされるのか。

                  これはちゃんとしたその量を確認していかないと命令が出せませんよね。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

水) 中川技師      国の方で、池入れ量が21.7トンに達する恐れがあるかどうか、ここの判断というのは、採捕に基づく数量というよりは池入れに基づいた見込量というので、国が判断しているものなので、全国の養鰻業者がどのぐらい魚を入れたか。そこで、この21.7トンという数字を見ている。池がもうすぐ一杯になりますとなったときに、採捕停止命令がかかるということです。

                  また、別途、採捕の報告については、月に1回、漁業の許可を受けた方から採捕報告を行ってもらうことになっております。

議 長            他に何か。

安藤委員         今のところなのですけれど、「輸出向けの需要量が満たされたと判断された場合は」とあるのですけれど、ここはどうやってチェックしているのですか。

水) 中川技師      国の方で、国際的に輸出量をカウントしているのだと思うのですけれども、そこは国の判断でということです。

安藤委員         ということは、具体的にその21.7トンを超えても、その需要量がある限りは、特に国は停止の命令を出さない。そこが何らかの量、数字は出てないのでですけど、満たされると、各県にやめるように指導しなさい、とくるわけですよ。そのタイミングっていうのは、国が独自に判断するので、通知が来るまでわからないということですか。

水) 中川技師      おっしゃるとおりです。

安藤委員         採捕区域が11か所ありますよね。それで、その日の漁況を見ながら、今日は、何の区域でやりたい、今日は風がこっち向きだから、こっちでやろうっ

という人がいたとして、個人で何か所も申請できるのですか。

水) 中川技師 はい。個人が複数の許可をもらうことはできます。ただ、採捕報告については、基本的にはどこの許可に基づいて採捕したかというのを、しっかりしていただく必要がありますので、そこは許可申請者にきちんとしてもらうように指導する予定です。

安藤委員 そうすると、ここの許可の実人数というのは、今の時点でももう合っていないということですね。実際は、だからこの許可個人への許可の本数より、採捕漁業者の方が、数はおそらく少ない。

水) 中川技師 現在の特別採捕許可でも、そこは駄目ですよという話にはなっていないのですが、実態として複数の操業区域でやられているという話は、私の方では把握していない、確認していないということです。

安藤委員 というのは、話しが飛んで申し訳ないのですけれど、今までは特別採捕の採捕従事者なので、漁業者ではなかったのですよね。それが今度、漁業者としてというふうになっているので、この許可を受けた人は漁業統計上も漁業者として、数が出てくるのかなという気がしたのですよ。その時にだぶっている、だぶっていないが、その業者数の統計を出すときに、影響してくるのかなって気がちょっとしたものですから。許可の内容とはちょっと別の話で申し訳ないのですけど。

議長 その辺何か情報ありますか。

安藤委員 漁業者が増えるというのは、いいことですが、統計上の取扱いがどうなのかなと思ひまして。

議長 明確に漁業許可を受けて、漁業者という扱いになってしまうので、どうなのかなと思ひまして。

議長 今度の諮問事項の内容とは関係ないので、また分った時に教えていただければ結構です。

議長 組合員資格が生じることはあり得るのですか。

事) 山本事務局長 それはいいです。組合員は、水協法に基づいて行っていますので、組合による審査なりを伴っておりますので、組合員の資格等、その漁業者である、ないということの定義とは全く別物になります。

議長 操業日数にかかわらず、審査会で落としてしまいますということですね。

事) 山本事務局長 その本人が、例えばその組合の地区にいて、組合員になりたいという申請をして、組合の方で審査をしてクリアできれば、組合員になることはできますけれども。

萩原委員 今のお話は、個人に許可する場合に、漁協の組合員であることにはこだわ



協については、いま定款変更の手続きを進めているところで、自営事業として、うなぎ稚魚漁業を行います、ということで定めるということでございます。

安藤委員 逆に言うと、漁協として申請する気があるのは1か所だけということですか。

水) 中川技師 本年度は1か所だけでして、場合によっては、他の漁協の方でも、自営事業として位置付けたいという要望がありましたら、今後、そういった形に変更するという事は問題ないかと思えます。

安藤委員 今回のことに関連してですけれど、一つの採捕の区域内に、今だいぶ漁協の統合が進んでいるので、私ちょっとよくわからないのですけれど、何漁協かある場所もあるのですか。

もしあるとして、その場合、複数の漁協が手を挙げようとした時は、この位置に縛られますよね。その時は水産課で調整してどちらかにするという考え方でいいのですか。今は1か所だから、競合はないと思うのですけれども。

水) 相澤副技幹 よろしいでしょうか。藤沢ですとか片瀬江ノ島あたりの漁協さんで、一つの共同漁業権の漁場の範囲を明記されている共同免許の区域もございます。

そちらの漁協さん、複数ある漁協さんの許可範囲というのは、A漁協さんとB漁協さんがいれば、A漁協さんB漁業さんが重複しているということで同じ範囲の中でやっています。

ですので、A漁協さんで申請した人は、B漁協さんに申請していなくても、共第何号は全部使えるということになっているのですけれども、その中の調整というのは、人数の総人数というところで調整してまして、Aで登録している採捕人でもBで登録している採捕人でも同じ区域内で操業するということになっています。

安藤委員 すみません、要するに一つの操業区域の中では、漁協さんに対しては一つの許可しか出さないということですね。今諮問されているルールでは。そうすると共同で漁業権を持っている組合さんが二つあったとして、どちらかが申請しますよね。

そうすると、同じ区域の共同漁業権を共有している組合は、もう申請できないというか、事前の調整はあるのでしょうか。片方が申請してしまうと、もう片方は、今年はおめんなさいねということですよ。

水) 石黒担当課長 基本的には、まず制度上、今回諮問させていただいている内容をホームページで、誰でも申請できる形で、公示します。ですので、例えば一つの区域

の中に、許可件数1と、今回別紙の資料の中で許可すべき数というのがありますが、8とか15とかいろいろありまして、そこに例えば1とやった場合1人、1件だけが許可できる数だと。逆に申請は何件してもいいという状況には基本的になります。ただ、今おっしゃったとおり、例えば2つの漁協さんが同じような操業区域の中で存在して、両方が漁協として操業したいという場合は、当然事前に調整して、その中で、どういう件数があるのかという実態を把握しながら、我々としては許可件数というのを定めますので、そこで、今回これを諮問するに当たっては当然漁業調整上支障ないという前提で県としては諮問させていただいていますので、事前にそういったところと調整しながら、実態といいいますか漁業調整に支障ない範囲で、例えば2つの漁協が漁協としてやりたいというのであれば、2件という許可を設定して申請してもらおうという形になってきます。ですので、2件予定しているのに1件しかやらないという場合は、事前に当然調整して、1件にしてくださいと、我々としては、両者の見解を聞きながら、調整して実際に制限措置の許可数を設定する。

もちろん現実的に2件挙げてくる場合もありますけども、そういった時には当然優先順位を定めて、どちらを許可するかというのを判断するというような流れで、許認可していくという形になります。

安藤委員

あくまでも想定なのですけれど、片方が申し出して、もう片方が駄目な場合、その組合員さんは個人の漁業者として、組合ではなくて、個人の漁業者としてその個人の方の申請をするのかなと思ったものですから。

そういう考え方もいいのですか。

水) 石黒担当課長  
安藤委員

申請の中では個人とか漁協というのは、形式上出ておりません。

でも何とか漁協さんから来るわけですよ。同じ採捕区域内の、もう一つの漁協の組合員さんは何か組合からは、申請しないとされたから、私は個人の採捕人として申請しようということはOKなわけですよ。

水) 石黒担当課長

申請することはOKになります。そこで数が定めた定数よりも多ければそこで初めて優先順位というのを定めて、どちらに許可するかというのを判断する。

議 長

漁業権者が受忍しますというのは、当然この数の中しか受忍しないという前提なのでしょうね。

水) 相澤副技幹  
議 長

そのとおりです。

申請そのものができないはずですよ。

水) 相澤副技幹

申請していただく時に、その共同漁業権の漁業権者の受忍を受けている



ということが前提になりますので。例えばその共第 10 号で、例えば藤沢市漁協さんと江の島漁協さんが共同漁業権を免許されている時には、藤沢市漁協さんが申請する場合でも、江の島漁協の受忍、同意書が必要ですし、その逆も然りですので、そこの受忍というのが許可の条件になってございますので。

先ほど御説明いたしましたとおり 2 つ申請するということ、諮問させていただくこともございますし、申請者が 2 漁協になることもございますし、その場合は、双方を同意し合うという、そういった手続きになります。

ですので、安藤委員が御心配されているような、個人として申請されるということはその時点、そのことでは発生してこないのですけれども、仮に個人で申請してきて手を挙げた場合でも、漁業権者さんの同意を得ているかどうかというところが、審査基準といたしますか、申請していただく資格のフィルターになるということです。

議長 よろしいですか。

それから、漁業者の数ですけど、これは毎年公示すると思うのですが、数は絶対増やさないとかそういう方針は全然ないわけですね。事前の調査の結果に基づいて、増えたり減ったりするということでもいいですか。

水) 相澤副技幹 今現在、これまで特別採捕で、登録していただいた数を基準にしていますので、その数を基準にするということなのですけども。そこは、聞き取り調査、実態調査等をこれから毎年しながら、実態に合わせて、決定させていただくという手続きになるかと思えます。

議長 過去の採捕人数も増えたり減ったりしていますけれど、それと同じで、今のところ、特段数を絞ろうということは考えていないということですね。

水) 相澤副技幹 今現在、資源管理上問題がないので、それでもって絞るということは考えていないです。

水) 石黒担当課長 採捕量については、池入れ量で制限されるので、そこで、ある意味、日本全体の資源としては制限されているということです。実際に採捕人の数については、当然漁協さんの管理できる数というところで、その漁場の中の利用とか含めて、毎年、漁協さんに実態調査をしながら、その中で増えたり行ったりというのは今後考えられるというところですよ。

議長 あともう一つ、この許可の有効期間とは別に、つまり 4 月 30 日以降とか 12 月 16 日以前に、数は少なくともしらすうなぎは、ちょこちょこっと遡上していると思うのですけど。それを取ってしまうと、即、特定動物の採捕禁止に引っかかる。許可なんかありえないということですか。

水) 中川技師 はい。おっしゃるとおりでして、例えばうなぎ稚魚漁業の許可を持っていたとしても、この操業期間外、許可の有効期間外に取ってしまうと、特定水産動植物採捕の違反になってしまうということでございます。

議長 数が少ないから商売になりえないということで、実態ではあまりないのしょうけれど。

安藤委員 他に何かございますか。

安藤委員 内水面にちょっと関連するのでお聞きしたかったのですが、資料1-1の2ページ(4)の許可の条件のところなのですが、養殖用種苗以外の目的での採捕禁止というのがありまして、放流用等その他を目的とした、採捕は禁止となったのですけれど、これ第5種共同漁業権でうなぎを対象魚種に入れているところで、うなぎ種苗の放流というのは今まで毎年放流の実績等であつたのですけれど、ここには影響してこないですか。

水) 中川技師 採捕の目的として、あくまでその養殖用で採捕していただいたものを、例えば養殖池入れの過程で、はじめたものですか、養殖には適さないと判断されたものを放流用として放流するというのは、差し支えないとは考えているところです。

安藤委員 これだけ読むと、ちょっと心配だったのですけれど、例えば、仲買業者さんから今度漁協さんは、何としても小さいのを放流しようと、ある程度大きいのはあまり増殖の役に立たないというデータも出てきているので、いわゆる小さいのを放流しようとなった時に、これに縛られると、仲買さんに声かけるのか、一旦池入れした養鰻業者さんから買うのか、という辺りが大丈夫なのかなという気がちよつとしたので。

結局、今度放流実績が出てきたときに、どこから買ったのですかという話になった時に、ちゃんと大丈夫にしておかないといけないのかなという気がしたものですから。

大丈夫ということであれば、大丈夫です。

水) 中川技師 あくまで許可を受けた採捕人というのは、養殖用として仲買人対して出荷しているというところで、そこで養殖用種苗の採捕という考え方かと思いません。

議長 他に何かございますか。

安藤委員 今の話の関連で出てくるのですが、仲買人というのが結構出ていますよね。それについての位置付けというのが途中には出てくるのですが、それで漁協に仲買人登録するとか、個人の場合は採捕人が仲買人登録するとなっているのですが、この仲買人自体と県の関係というのは、直では全く結び

水) 中川技師 ついてこないのでしょうか。

おっしゃるとおりで、県と仲買人での直接のやりとりというのは発生しないということでございます。

もちろん仲買人として、出荷先登録、あらかじめ申請者の方で指定した仲買人については、きちんと法人であれば法人登録されているかどうか、その辺りを見てはいますけれども、直接のやりとりというのは、このスキーム上は発生してこないということでございます。

安藤委員 実際に仲買人登録があるので、採捕許可した対象からは自分はどこに卸すよというのが出てくるわけですね。だけれども、それはどこへ卸す、それでどこへおりののだなという話は把握するけども、その仲買人さんの実態は、県の方では把握のしようがないということですよ。

水) 中川技師 はい。現時点では、そういう形になりますが、令和7年度以降、流通適正化法の方で、届出が必須になってきますので、令和7年度以降は、法律でしっかり報告してもらおうということにはなります。

安藤委員 すみません、ちょっとそここのところをもちっと知りたいのですが、仲買人さんが県に何らかの報告をする義務が7年度以降は発生するのですか。

議 長 これは3ページの水産流通適正化法のところですか。その中で、罰則についての表の一番下ですか。

水) 中川技師 水産流通適正化法で種苗を取扱う事業者というのは、必ず届出をしていただくこととなりますので、現在、先行してなまこですとかアワビとかを取扱う事業者については、届出をしていただいている状況ですので、しらすなぎについても同じように、仲買人やその採捕人についても、この届出の義務の必要が出てくる場所です。

議 長 他に何かございますか。

ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することによってよろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議 長 はい。ではそのように決定いたします。

続きまして、協議事項(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度中央省庁提案項目案等について」と報告事項(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度提案行動結果について」は関連しておりますので、一括して議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

事) 荒井代理 【資料2及び4に基づき説明】

議 長 ただいま事務局から説明がありました。まず、令和6年度の提案項目案

事) 荒井代理  
議 長  
安藤委員

が事務局から、全国連合会から送付されております。内容的には結構、整理統合、省略等をされて、努力の結果が見られるところです。これについて何か意見を出すか出さないかということですが。

事務局としてはどう考えておられますか。

特にこちらとしましては原案のとおりでよろしいかと思います。

意見を出さないということで、よろしいですか。

少々気になる場所があって、全体をなかなか把握しきれないのですが、たまたま目についたのが16ページの右端の提案素案です。修正案には内水面漁業の魅力と書いてあるのですね。これちょっと私、魅力と言われてピンと来なくて、回答の状況というところをさっと見てみたのですけれども、回答に、内水面漁業の魅力についてというのは一切出てこないのですね。それで考えたのですけれども、従来はそうだったと思うのですけれども、内水面漁業の役割とか、果たす役割、増殖だとか、漁場環境の保全とか、ちょっと魅力とは違うところだと思うのですけれども。その方が内水面漁業の位置付けがはっきりするような気がしたのですがいかがですか。

議 長

これを令和5年度の提案で、内水面漁業の魅力というのを、2回ぐらい使っている。

一つの流行ではないかと思いますけれども、省庁が遅れているのではないかなという気がします。

特段なければ、これで意見なしということによろしゅうございますか。

委員一同  
議 長

(了 承)

それでは令和6年度提案項目案については、意見はないということで、ブロック協議会の幹事県へ提出することといたします。

では続きまして、資料2-1のアンケート調査、これは各漁協等からいただいて、集計したのですが。何か御意見、御質問等ありましたら。

津谷委員

質問ですけれども、1ページの外来生物による被害報告となっているのですけれども、神奈川県として、オオクチバスその他何件か出ているのですけれども、具体的にどういう被害ですか。

議 長

どなたか回答できますか。漁協さんからこういう被害が出ていますよ、という回答があったということだと思っております。

魚ですと、アユとか食べられていると、そういったものですから。

御説明できる方おられますか。

水) 相澤副技幹

実際に漁協さんの方は、外来魚の駆除等なさっている時に、胃内容物の調査ですとかそういった調査もされているということをお聞きしておりますので、

そこで食害の実態があるという、そういったことだと考えられます。

津谷委員

具体的にこういうことがありましたという報告を受けるのですか、こういう被害ですと。

水) 相澤副技幹

県の方にこのような報告はいただいているのですけれども、漁協さんがおやりになっている調査ですとか、そういったような情報は耳にしております。その中で、食害がありますという、そういったことはお話を伺っていますので、そこから食害があったという実態があったという、そういったことを我々も情報として知っているということです。

議 長

よろしいですか。

これカワウの場合は、その被害額が出ていますけれど、他のオオクチバスなどは被害額を出しようがないということなのですかね。全国的な話で。

水) 中川技師

カワウについては、ある程度、統計とか、実態として、何とか被害額まで算定できるというところなのですからけれども、外来魚については、なかなか定量的な数字として、被害額の算定までは今ところはできてないというところでございます。

議 長

他に何かありますか。

毎年、やっている調査の取りまとめということですので、特段なければこの形でブロック協議会の幹事県へ提出ということでよろしいでしょうか。

安藤委員

質問ということじゃなくて、もし後ででもいいので、分かれば教えていただきたいのですけれど。

カダヤシとか、アカミミガメとかアメリカザリガニの共同漁業に対する被害はこういうものだ、というのがもし他県から出ていてわかれば、後でもいいので教えていただきたいのですけど。

そのあとのミズワタクチビルケイソウについては、おそらくアユのえさが減ってしまうとか、そういう具体的な理由が挙げられるのかなと思うのですけど、ちょっとカダヤシとかアカミミガメやザリガニについては、田んぼに穴を開けるとか、イシガメが減ってしまうとかそういうのは思いつくのですけど、どちらにしても、共同漁業権の対象でもないし、どういう理由を挙げてここに上げてきているのかというのが、もし後日でもどこかの県から情報をもらえれば、ぜひ教えていただきたいなと思います。よろしく願います。

議 長

何か具体的な被害例等の資料があれば、次回にでも、お見せいただければと思います。

では、このアンケート調査については幹事県へこのまま提出するというこ

とにしたいと思います。

次に、協議事項（２）「令和５年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会におけるブロック内照会・協議希望議題について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事）荒井代理  
議 長

【資料５に基づき説明】

ブロック協議会で照会なり、協議希望議題というのがあるかないかということ。このところずっと出しておりません。何か、年間の委員会の中で、こういうのが他県の状況の照会とかしていただくという話が出ていれば、それを年１回のブロック会議で出すということなのですが、特段そういった事項もなかったと思いますので、該当なしということによろしゅうございますか。

委員一同  
議 長

（了 承）

では、そのようにブロックの幹事県に御報告いたします。

では続きまして、協議事項（３）「令和５年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の出席委員について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事）荒井代理  
議 長

【資料３に基づき説明】

１０月４日に、資料にありますような内容のウェブ開催の研修会があるということですので、出席されたいという方いらっしゃいますか。

委員一同  
議 長

（協 議）

東委員は自宅参加、私は会議室で参加、それから、長塚委員は改めて御連絡をいただくこととしたいと思います。

では続きまして報告事項（２）「共同漁業権の免許及び遊漁規則の認可について」です。

水産課から説明をお願いします。

水）中川技師

水産課から説明をさせていただきます。

７月の委員会におきまして、共同漁業権の免許についてそして遊漁規則につきまして、諮問をさせていただきました。異議ない旨答申いただいておりますが、諮問したとおりに、漁業権の免許と遊漁規則の認可について、いたしましたので、ここで資料にて報告させていただきます。

説明は以上になります。

議 長

無事免許及び認可したということですが、何かございますか。よろしゅうございますね。

委員一同

（了 承）

